

## 議案第37号

### 四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館の指定管理者の指定について

四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 公の施設の名称 四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館
- 2 指定する団体
  - (1) 所在地 大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
  - (2) 名称 四條畷市ラーニングコモンズ
  - (3) 構成団体
    - ア 所在地 大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
名称 グローブシップ株式会社大阪支店
    - イ 所在地 大阪府大阪市天王寺区上汐五丁目6番25号  
名称 一般財団法人大阪男女いきいき財団
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

#### 提案理由

四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館の管理を指定管理者に行わせるにあたり、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、四條畷市ラーニングコモンズを指定管理者として指定することが適当であると認めたので、本案を提案した。